

K 監査法人 責任肯定

LD の平成 16 年 9 月期の連結財務諸表等を対象とする監査報告書に無限定適正意見を記載することにより監査証明においてこれを虚偽でないとして証明し、そのことについて過失がなかったと認められるに足りる証拠はない。

①Y1 (K の元代表社員) 責任肯定

LD の不正な会計処理の存在を認識しつつ、K 監査法人が無限定適正意見を示すように、Y2 や LD の CEO に働きかけた。Y2 や K 監査法人に対する Y1 の影響力や監査への関与も考慮すれば、Y1 が K 監査法人の社員でないことを前提としても、監査報告書に署名押印した Y2 と同程度に K 監査法人の無限定適正意見の形成に関与したと評価できる。

②Y2 (K の代表社員・関与社員として作成・監査報告書に署名押印) 責任肯定

LD が不正な経理を行っていることを認識していた。C・R への売上の実在性に極めて強い疑いを抱いていたことを優に推認することができる。

③Y3 (K の代表社員・関与していなかった・Y4 の署名拒否で Y2 の依頼により署名押印) 責任肯定

監査に関与していなかったにもかかわらず、これに関与していた Y4 が監査報告書への署名押印を拒否したことから、Y2 の依頼で署名押印したことが認められる。そうだとすると、監査に当たる監査法人の公認会計士としての注意義務を尽くさぬまま、監査報告書に署名押印したものであることができる。

④Y4 (監査に関与・監査報告書への署名押印を拒否) 責任否定

C・R への売上の実在性に強い疑いがあることを認識していた。無限定適正意見に消極的な態度を示して最終的には監査報告書の署名押印を拒否した。Y2、Y3 と同程度に無限定適正意見の形成に関与したと評価できる事情は、本件全証拠によっても認めるに足りない。

⑤Y5 (Y2 の補佐として監査に従事) 責任否定

LD の連結売上の計上が不当であること、C・R に対する売上の実在性に強い疑いがあることを認識していた。K 監査法人の代表社員でもなかった。Y2、Y3 と同程度に無限定適正意見の形成に関与したと評価できる事情は、本件全証拠によっても認めるに足りない。